

令和4年度十和田市移住・定住引越し支援事業

本市への定住の促進を図るため、青森県外から転入した方の引越し費用の一部を補助します。

1. 補助金額

補助対象経費	補助率	補助金額（上限）
転入前の住宅の家財（家具等）の移転に要した経費※	補助対象経費の 2/3	10 万円

※十和田市結婚新生活支援事業補助金により引越し費用に関する補助金を受けた場合は、その額を控除した額を補助対象経費とします。

2. 補助要件

- ① 令和4年4月1日以降に青森県外から転入した者であること
- ② 若年者（40歳未満）又は子育て世帯（妊婦又は18歳未満の子がいる世帯）であること（年齢の判定日は令和4年4月1日時点）
- ③ 市区町村税に滞納がないこと
- ④ 本人又は同一の世帯に属する者の転勤等職務上の理由による転入でないこと
※ただし、所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により転入し、転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合を除きます。
- ⑤ 本人又は同一の世帯に属する者の通学等の理由による転入でないこと
- ⑥ 十和田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと

3. 注意事項

- ・ **補助金を申請する前に、政策財政課にご相談ください。**
- ・ 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定します。
- ・ 申請者又は同一の世帯員が、就業先から引越し経費の助成を受けている場合は対象外となります。
- ・ 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときや要件を満たさなくなった場合などは、補助金の交付の取り消しや補助金の返還を命じる場合があります。



【お問い合わせ】十和田市 企画財政部 政策財政課 TEL：0176-51-6712

交付要綱や提出書類はホームページに掲載していますので、あわせてご確認ください。



ホームページ
QRコード